

令和5年監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項に基づき令和5年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月22日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 杉浦敏男

## 令和5年度定例監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

### 2. 監査の方針

令和5年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

### 3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
11月2日 9:30～	秘書企画課、地域協働課、環境課、 土木農政課	
14:00～	総 評	
6日 9:30～	都市政策課、下水道課、長寿介護課、 子ども課	
14:00～	総 評	
10日 9:30～	財政管財課、健康推進課、生涯学習課	
14:00～	総 評	
13日 9:30～	行政課、防災安全課、税務課、議会事 務局、監査委員事務局	
14:00～	総 評	
20日 9:30～	戸籍保険課、福祉課、会計課、学校教 育課	
14:00～	総 評	

### 4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

### 5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

## 6. 指摘事項

- (1) 都市政策課管理の都市計画図・白図は、販売用・業務用で区別され、それぞれ帳簿管理をしている。

都市計画図・白図の実枚数と帳簿とを突き合わせたところ、実枚数が都市計画図は4枚、白図は7枚の不足があった。

定期的な在庫の確認と帳簿への記録をし、適正な管理をしてください。

(都市政策課)

## 7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にいただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。